



瑞穂市小児インフルエンザ予防接種助成事業のご案内



※この予防接種は、法律上の義務はなく、任意接種です

瑞穂市では、インフルエンザの感染予防や罹患時の症状の軽減、重症化を予防し、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすことを目的として、「インフルエンザワクチン予防接種」の接種費用の助成を行います。

対象者：瑞穂市に住民登録のある生後6か月から中学3年生までのかた

(平成20年4月2日以降に生まれたかたで、接種日当日に生後6か月に至ったかた)

助成金額：1回1,000円(年度2回まで)

※接種料金は各医療機関にお問い合わせください

助成回数：小学生以下⇒2回まで、中学生⇒1回

助成期間：令和5年10月16日(月)～令和6年1月31日(水)まで

※接種時期についてはかかりつけ医にご相談ください

助成の手順

- ①同封の「瑞穂市小児インフルエンザ予防接種予診票兼代理受領委任状」に必要事項を記入する
- ②瑞穂市内の指定医療機関に「予診票兼代理受領委任状」を提出し、接種する
- ③接種料金から1,000円を差し引いた金額を支払う※
※償還払いは行いません。「助成の手順」にしたがって接種した場合に限り助成されます

接種場所：瑞穂市内の指定医療機関(裏面参照)

持ち物

- 母子健康手帳
- 瑞穂市小児インフルエンザ予防接種予診票兼代理受領委任状(本案内に同封)
 - ・予診票兼代理受領委任状は1回の接種につき1枚使用してください
 - ・紛失・見合わせ等で不足を生じた場合は、健康推進課までお尋ねください

注意事項

- ・瑞穂市から転出すると、転出当日から瑞穂市が実施する小児インフルエンザ予防接種の助成を受けることはできません
- ・対象年齢を過ぎた兄弟姉妹のかたに対して「瑞穂市小児インフルエンザ予防接種予診票兼代理受領委任状」を使用することはできません
- ・新型コロナワクチン接種とは同時接種が可能です。同時接種を希望する場合は、必ず接種医療機関へ事前にお問い合わせください

<問い合わせ先>

瑞穂市役所 健康推進課(穂積庁舎2階)

TEL:058-327-8611 8:30~17:15(土日・祝日を除く)